

## 第4章 関係地域

## 第4章 関係地域

### 4-1 関係地域の基準

本事業に係る関係地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域」を基準として設定した。

### 4-2 関係地域

前項の基準に基づき、知事が定めた本事業に係る関係地域は、図4.2.1に示すとおりであり、以下の3市2町の一部が含まれる。

- ・埼玉県 北葛飾郡杉戸町
- ・ 〃 幸手市
- ・ 〃 春日部市
- ・千葉県 野田市
- ・茨城県 猿島郡境町

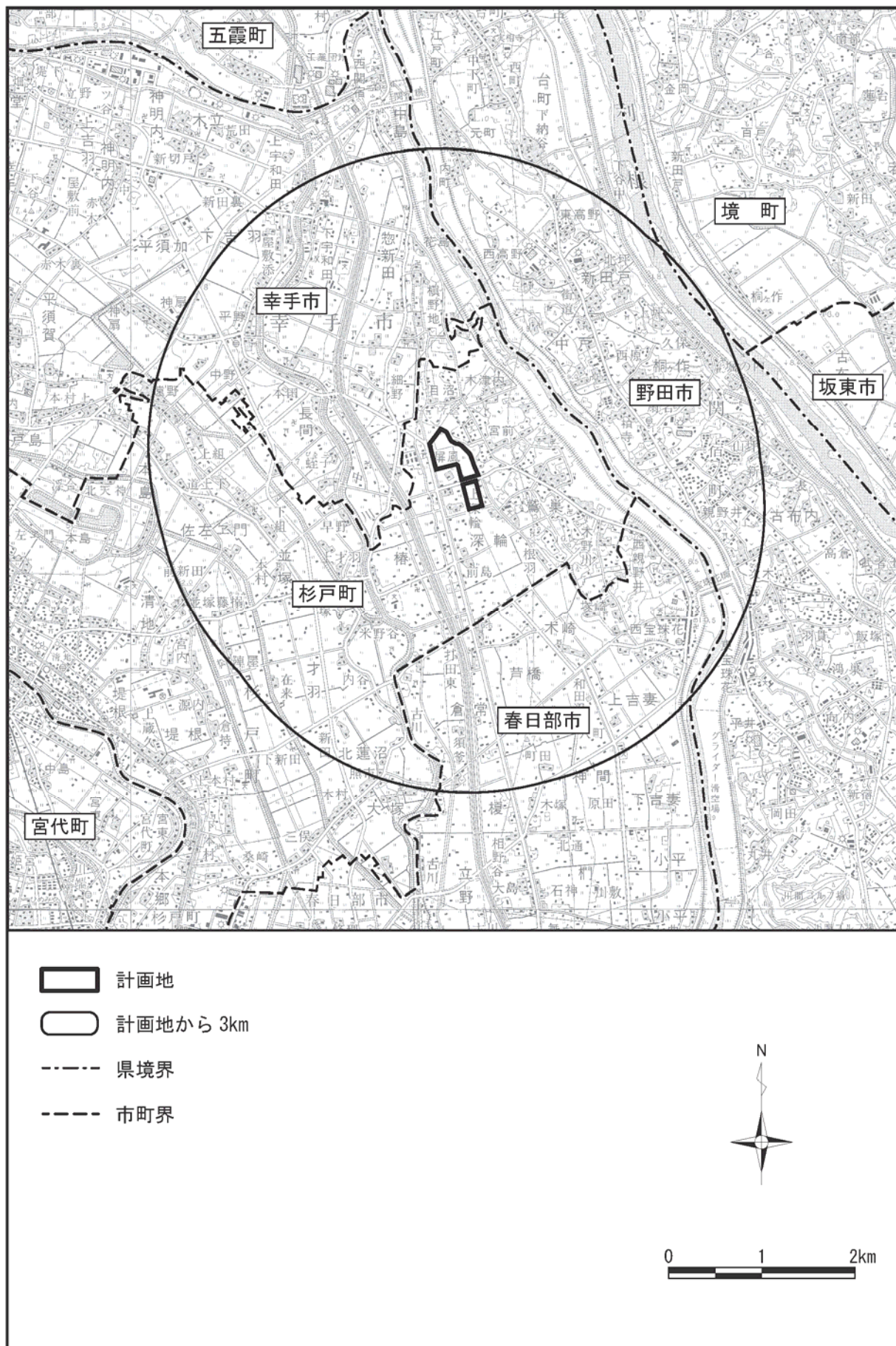


図 4.2.1 関係地域